

## 高齢者が支払えなくなるまで次々に販売するSF商法 —支払い金額の平均は170万円にも！—

「SF商法」とは、短期間の間に「閉め切った会場などに人を集め、日用品などをただ同然で配って雰囲気を盛り上げた後、販売業者の売り込もうとする高額な商品を展示して商品説明を行い、来場者にその商品を購入させる」など、会場の雰囲気で催眠状態となった来場者に高額な商品を販売することといわれています。

しかし、最近では、数ヶ月以上と長期にわたって販売会が開催される中で、無料や安価に販売される日用品を目当てに会場に通い続ける高齢者に対し、販売員が個別に声を掛けて高額な商品の購入を勧めるといった手法も見られるようになりました。

〔相談事例1〕 無料の商品を目当てに通っていたら、2ヶ月で500万円以上契約していた。

〔相談事例2〕 4年間にわたり、500万円以上のサプリメントを購入させられた。

〔相談事例3〕 チラシを見て健康講座に通い、体に良いという健康食品を購入させられた。

〔相談事例4〕 物忘れが激しい母を業者が車で迎えに来て、次々と販売していた。

### 相談事例からみられる問題点

1. 高齢者を粗品配布や楽しい話で会場に集め、長期的に会場に通い続ける中で高額な商品を次々に販売する。
2. 高齢者が支払い困難になるまで過量に販売する。平均支払い金額は170万円にもなり、中には老後の資金を崩してまで商品を購入させられる。

### トラブルに遭わないためのアドバイス

1. 安易に会場に近づかないこと。勧誘されても不要な商品の購入はきっぱり断りましょう。
2. 大切な老後の資金を取り崩してまで購入が必要か考えましょう。



少しでも不安を感じたら松伏町消費生活センターにご相談ください。

松伏町消費生活センターでは、消費生活相談を実施しています。

月～木曜日 午前10時～正午、午後1時～4時

## 災害と人権 ～震災から5年を迎えて～

地震と津波、それに伴う原発事故の影響により未曾有の大災害となった東日本大震災から節目となる5年が経過します。その間、政府、企業、NPO、ボランティアからの支援と努力により、インフラや経済の復旧がなされてきましたが、平成28年1月現在、全国で約178,000人、埼玉県内では約5,100人もの方が住み慣れた故郷を離れ、避難を余儀なくされています。震災などによる被害は、今もなお現実のものとして存在しているのです。

そして、この5年の間にも我が国は、昨年9月の関東・東北豪雨など多くの災害に見舞われました。災害においては、発生直後には生命そのものが大きな危険にさらされ、続いて、避難所での要配慮者や女性への配慮などが課題となります。また、東日本大震災においては原発事故での風評被害、被災者に対するホテルでの宿泊拒否やいじめなどのように、デマや情報不足を大きな原因とした重大な人権侵害が発生しました。

災害と人権には密接な関係があり、災害時に人権を守るためには、普段から一人ひとりが人と人とのつながりの重要性を認識し、正しい知識と思いやりの心を持つことが大切です。

節目となる今こそ、東日本大震災の復旧・復興は道半ばにあることを認識し、これまでの5年間を振り返ることを通じて、災害と人権について再認識する時ではないでしょうか。